

## 第3章 計画で目指すもの

### 1. 望ましい将来像

本計画策定時に設定した将来像「みんなで創り育てる環境都市」を受け継ぎ、さまざまな環境課題が解決され、「脱炭素社会」と「自然と共生する豊かな社会」がともに実現された品川区を目指します。

# みんなで創り育てる環境都市



図 3.1 2050 (令和 32) 年度に向けた将来像のイメージ

2050（令和32）年度の将来像の実現のために、5つの分野と共通目標について2030（令和12）年度までの各種施策を展開します。

## 2050（令和32）年度のしなご

|        |                  |   |
|--------|------------------|---|
| 基本目標 1 | 地球温暖化対策          | 各家庭や事業所での省エネの取組、太陽光発電などの再生可能エネルギー利用の普及が進んでいます。まちを走る自動車は全て低公害車となり、さまざまな交通システムと合わせて最適化が図られています。 |
| 基本目標 2 | 資源循環             | シェアリングが普及し、サプライチェーン*全体で効率的な需給バランスが保たれ、食品ロスやプラスチックの削減と循環利用が行われています。                            |
| 基本目標 3 | 自然環境             | 生物多様性の理解が浸透し、生物多様性に配慮したライフスタイルや経済活動が定着しています。区民の憩いの場は、生き物の生育・生息の場としても良好な環境になっています。             |
| 基本目標 4 | 生活環境             | 大気や水質、土壌環境が保全され、騒音・振動などが低減した快適な生活環境が維持されています。   |
| 基本目標 5 | 文化環境             | 区の歴史的・文化的環境は良好に保全され、まちなみや生活に溶け込んでいます。   |
| 共通目標   | 環境教育・環境コミュニケーション | 次世代を担う人材が育まれており、環境に配慮した商品やサービスが積極的に選択され、環境教育・環境コミュニケーションが一般化されています。                           |

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

## 計画目標年度\*までの目標・施策の推進



\*計画全体：2027（令和9）年度、基本目標1（地球温暖化対策分野）：2030（令和12）年度、基本目標3（自然環境分野）：2031（令和13）年度

## 2. 将来像実現のための5つの基本目標と共通目標

将来的な区の将来像である「みんなで創り育てる環境都市」を実現するための目標として、区の現状を踏まえ、区民・事業者・区が連携して取り組む5つの基本目標と共通目標を設定します。将来像を達成するために基本目標を以下のように定めました。

基本目標は、国際連合によるSDGsの理念を取り入れ、持続可能な区の将来のために目指すべきことを、環境の視点から5つの分野に分類して設定します。

### みんなで創り育てる環境都市

#### 基本目標1 「脱炭素な暮らし・仕事・まち」を実現する（地球温暖化対策）

世界共通のテーマとして脱炭素化に向けた動きが加速度的に進んでいることから、区内で暮らし働く全ての人々が「脱炭素社会」を実現するよう基本目標として定めます。

- 快適で健康な生活につながる、積極的な地球温暖化対策の定着を目指します。

#### 基本目標2 「持続可能な循環型都市」を実現する（資源循環）

私たちの暮らしには、生活していく上で必要な限りある資源を無駄なく効率的に利用する必要があるため、「持続可能な循環型都市」の実現を基本目標として定めます。

- ごみの発生抑制に努め、ごみの減量化と資源化に取り組んでいきます。

#### 基本目標3 「水とみどりがつなぐまち」を実現する（自然環境）

水とみどりの存在は、まちの魅力を高め生活を豊かにすることから、「水とみどりがつなぐまち」の実現を基本目標として定めます。

- 水とみどりを守り、育み、活かすことで、魅力あふれるまちを目指すとともに、生物多様性の保全を推進します。

#### 基本目標4 「すこやかで快適な暮らし」を実現する（生活環境）

心身を健全に保つ潤いのある暮らしのために、空気や水をきれいにする等、「すこやかで快適な暮らし」の実現を基本目標として定めます。

- 大気や水質、土壌等を改善し、全ての人々が安心して暮らせるまちを目指します。

#### 基本目標5 「やすらぎとにぎわいの都市景観」を形成する（文化環境）

長い歴史と新しいまちづくりが交錯する状況では、歴史を尊重しつつ新しいにぎわいを生み出していくことが重要であることから、「やすらぎとにぎわいの都市景観」の形成を基本目標として定めます。

- 歴史・自然・文化的景観を後世まで伝えるとともに、地域の特性と個性を活かし、やすらぎとにぎわいが共存する活気あるまちづくりに取り組みます。

#### 共通目標 次世代につながる「日常的に実践する人」を育てる（環境教育・環境コミュニケーション）

環境都市としての機能や役割を充実させるために、区民一人ひとりが「日常的に実践する」ことが必要不可欠であることから、その育成を共通目標として定めます。

- 区民・事業者・区がそれぞれの役割を理解し、環境保全に関する取組をより身近なものとして実践するとともに、地域や世代を超えた新たなコミュニケーションの創出により、実践の輪の拡大を目指します。

図 3.2 品川区で目指す将来像と基本方針

### 3. 施策の体系

施策体系図の基本構成と基本目標および共通目標の位置づけは下図のとおりです。なお、施策体系図については次頁に示しています。

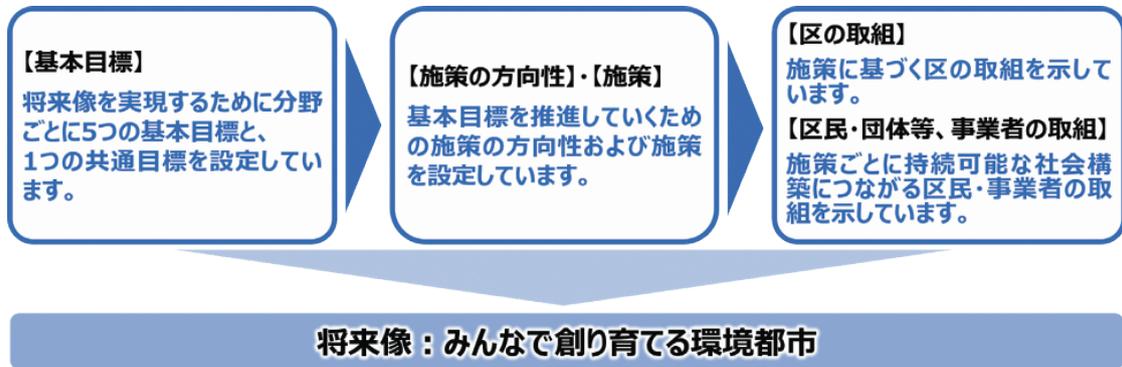


図 3.3 施策体系の基本構成

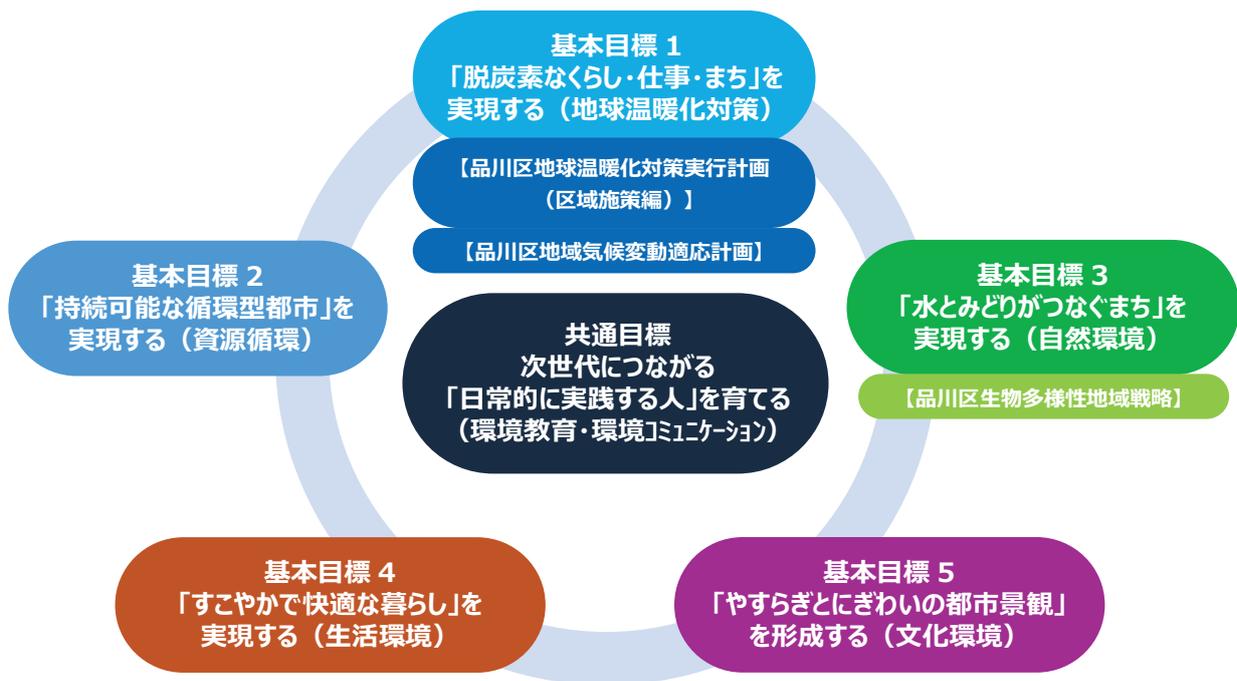


図 3.4 5つの基本目標と共通目標の位置づけ

| 将来像                  | 基本目標   | 施策の方向性  |
|----------------------|--|---|
| <p>みんなで創り育てる環境都市</p> | <p><b>基本目標 1</b><br/>「脱炭素な暮らし・仕事・まち」を実現する（地球温暖化対策）<br/>【品川区 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）】<br/>【品川区 地域気候変動適応計画】</p> | <p>1-1 エネルギー利用をさらに削減する</p> <p>1-2 革新的な技術導入により再生可能エネルギー利用を拡大する</p> <p>1-3 脱炭素なまちづくりを推進する</p> <p>1-4 気候変動に適応する取組を推進する</p>                 |
|                      | <p><b>基本目標 2</b><br/>「持続可能な循環型都市」を実現する（資源循環）</p>   | <p>2-1 ごみの発生抑制を推進する</p> <p>2-2 資源リサイクルを推進する</p> <p>2-3 適正処理を推進する</p>  |
|                      | <p><b>基本目標 3</b><br/>「水とみどりがつながまち」を実現する（自然環境）<br/>【品川区 生物多様性地域戦略】</p>                                    | <p>3-1 水とみどりを守り育てる</p> <p>3-2 水とみどりが身近にある豊かな暮らしをつくる</p> <p>3-3 品川らしい水とみどりを継承しまちづくりに活かす</p> <p>3-4 みんなで水とみどりを育む</p> <p>3-5 生態系の保全と再生</p> |
|                      | <p><b>基本目標 4</b><br/>「すこやかな暮らし」を実現する（生活環境）</p>   | <p>4-1 すこやかな暮らしを守る</p> <p>4-2 人にやさしい地域づくりを目指す</p>   |
|                      | <p><b>基本目標 5</b><br/>「やすらぎとにぎわいの都市景観」を形成する（文化環境）</p>   | <p>5-1 歴史や文化を大切にし、魅力あるまちなみをつくる</p>  |
|                      | <p><b>共通目標</b><br/>次世代につながる「日常的に実践する人」を育てる（環境教育・環境コミュニケーション）</p>   | <p>共通-1 環境情報を発信する</p> <p>共通-2 環境学習・体験を推進する</p> <p>共通-3 協働により環境活動を推進する</p>   |

施策

SDGs ゴール

- ・家庭および事業所の省エネルギー推進
- ・区内建築物の省エネルギー化、脱炭素化（ZEB\*、ZEH\*など）
- ・区有建築物の率先した省エネルギー化、脱炭素化（ZEB、ZEH など）
- ・国や東京都の各種支援事業と連携した事業の推進

- ・家庭、事業所における再生可能エネルギーの導入推進
- ・面的な再生可能エネルギー利用の積極導入
- ・地域外連携も含めた再生可能エネルギー利用の拡大
- ・水素・アンモニアの利活用のための基盤整備 ○
- ・メタネーション\*を見据えたコージェネレーション\*の推進 ○

- ・低公害車の導入促進、インフラ整備 ・公用車の低公害車への切り替え
- ・カーシェアリング\*、シェアサイクル\*の推進 ・ウォーカーブル\*なまちづくりの推進
- ・公共交通の利便性向上 ・新たな脱炭素モビリティの基盤整備

- ・暑さ対策 ・風水害対策

- ・家庭ごみの発生抑制 ・事業系ごみの発生抑制
- ・再使用の推進（粗大ごみのリユース、サステナブルファッションなど）
- ・食品ロスおよび使い捨てプラスチックごみの削減

- ・区民の自主的な活動の支援 ・区の資源回収事業の推進
- ・事業系ごみのリサイクルの推進

- ・家庭ごみの適正な排出の推進 ・事業系ごみの適正な排出の推進
- ・地域における適正な排出の推進 ・効率的で環境負荷の少ない収集体制

- ・防災に役に立つ水とみどりの整備・活用 ・まちづくりにおける生物多様性保全の配慮
- ・生物生息空間の保全・再生 ・生物多様性に配慮した施設の設定・管理
- ・生物多様性を活用したまちづくり

- ・水とみどりの拠点づくりとネットワーク化 ・地域緑化の推進
- ・水辺空間の整備・活用 ・小スペースを活かしたみどりづくり
- ・魅力ある公園づくり ・河川・運河の水質改善

- ・健全な水循環の確保 ・歴史・文化を伝える資源の保全・活用
- ・特色ある公園・水辺広場づくり ・水とみどりを活かしたにぎわいづくり

- ・生物多様性の理解の促進 ・水とみどりを守り育てる活動の支援
- ・水とみどりを守り育てる人材育成 ・区民・事業者との協働
- ・生物多様性に配慮したライフスタイルへの転換促進
- ・生物多様性に配慮した経済活動の推進 ・生物多様性の恵みを活かした取組の推進

- ・生き物の生息状況のモニタリング
- ・外来種による被害防止

- ・大気、水質、土壌等の保全および騒音・振動等への対応
- ・化学物質の適正管理 ・鳥獣等による被害への対策

- ・ユニバーサルデザインのみちづくりの推進 ・利便性の高い公共交通網の整備
- ・安全な歩行者・自転車の空間整備

- ・多様な品川らしさを踏まえたまちづくりへの活用 ・歴史あるまちの景観の再生と活用
- ・生活に密着した住宅地景観の保全と誘導
- ・活力に満ちたにぎわいや調和の取れた景観の創出 ・新たなまちの景観の整備と誘導

- ・環境に関する情報の整理と効果的な発信

- ・次世代を担う人材の育成
- ・区民・事業者の環境学習・体験の機会づくり
- ・区民主体の環境活動の支援 ・区役所職員の環境学習・行動の推進

- ・環境活動・環境教育を行う人材との協働
- ・環境に配慮した事業活動の支援
- ・他地域での環境活動の促進



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

○ : 2050（令和32）年度を目標に推進する施策